

## 平成28年度第1回宮城県建築審査会議事録

- 1 開催日時：平成28年7月19日（火）
- 2 開催時刻：午後4時から午後4時30分まで
- 3 開催場所：宮城県行政庁舎11階 第2会議室
- 4 出席者

### 宮城県建築審査会委員

会 長	風 見 正 三
委 員	柴 田 明 雄
委 員	今 野 薫 (議事録署名委員)
委 員	柳 澤 陽 子 (議事録署名委員)

### 事 務 局

#### 宮城県土木部建築宅地課

技術参事兼課長	千 葉 晃 司
副参事兼課長補佐（総括）	片 倉 邦 夫
技術副参事兼技術補佐（総括）	小 出 昇
技術補佐（建築指導班長）	佐 藤 和 裕
主任主査	高 橋 広 美
技 師	泉 澤 喬
技 師	佐 々 木 亜 樹

### 傍 聴 人

2名

## 会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

第1号議案 建築基準法第48条第8項のただし書きの規定による建築  
の用途制限の例外許可も対する同意について（南三陸町）

報 告 事 項 宮城県建築審査会条例の一部改正について  
審査会事前同意基準に基づく許可状況について

3 そ の 他

4 閉 会

## 会 議 の 概 要

司 会 : それでは定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。  
審議に先立ちまして、建築宅地課長より事務局員の紹介とご挨拶がございます。

事 務 局 : (事務局員紹介・課長挨拶)

司 会 : 本日の会議の定足数を確認いたします。本日は、4名の委員の出席をいただいておりますことから、宮城県建築審査会条例第4条の規定による定数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。  
それでは会長、審議の進行をお願いいたします。

会 長 : はい、それでは審議に入りたいと思いますので宜しくをお願いいたします。  
今日傍聴者は、いらっしゃらないですか。

司 会 : 傍聴希望者がおります。

・ ・ ・ ・ ・傍聴者入室・ ・ ・ ・ ・

会 長 : それでは、傍聴の方はお手元の傍聴要領に従って傍聴していただきたいと思っております。また、審議中の撮影はご遠慮くださいますようご協力をお願いします。

会 長 : では、審議に入りたいと思いますが、議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。本日の議事録の署名を、今野委員と柳澤委員によりしくをお願いします。

会 長 : それでは、宮城県知事から諮問されております案件について審議を行いたいと思っております。はじめに、本日の案件の概要について事務局から、ご説明願いたいと思っております。

事 務 局 : 1枚目の次第の方にありますとおり、議事は第1号議案1件となっております。  
2番目の報告事項としましては、この5回分の報告がございますので件数にしまして129件でございます。

議案につきましては、建築基準法第48条第8項ただし書きの規定による建築物の用途制限の例外許可に対する同意についてとなっております。

場所につきましては南三陸町で、用途につきまして水産加工場の建築についての議論となっております。

また、報告事項といたしましては、事前同意基準に基づく許可状況についての報告でございますので、宜しくご審議のほどお願いいたします。

第1号議案について私どもの担当班長の方から説明させていただきます。

事務局：（第1号議案について概要説明）

会長：まず、事実関係について、事務局の説明に何かご質問ございますか。  
特にないようでしたら、他にご質問、ご意見等ありましたらどうぞ。

柳澤委員：平成29年3月に用途地域の見直しをされるということですが、何になるのですか。

事務局：準工業地域になります。

柳澤委員：ありがとうございます。

会長：復興が進んでくるという事について、こういう案件が出てくるのは歓迎だと思います。

私から議題整理のつもりでお話させていただくと、まず情報公開による意見の聴取の状況について、意見が出ているのかということ。それと、ここにおいての条件というのは近隣の住民の合意というか、支障がないこと。

それと、商業その他の利便性と住宅地の環境への影響というのが条件として書いてありますけど、それについては特に懸念すべき事項はないですか。

事務局：まず情報の公開の面では、南三陸町については震災後、復興の基本計画を作りまして、今実施している区画整理事業について面的な整備計画を計画書にあげ、被災を受けた地域住民の方々に計画の内容を十分に説明して、今日に至っておりますので事前のご説明というのは十分図っているかと思います。

それで、今回のこの案件につきましても途中でご説明いたしましたけれども、法令に基づいて公聴会を開催するという手続きが規定されておりますので、先立つこと7月6日に実施しまして、残念ながら参加者はいなかったのですけれども、意見がなしというかたちになっております。

環境悪化の部分については、室内作業を主にやっておりますので地域的には準工業地域ということが予定されていますので、周辺の住宅等に直接的な影響を与えるという計画にはなっておりません。

会 長 : 準工であることを前提に今回は考えていく。基本方針が確定しているということですよ。

事 務 局 : また、津波被災がかなり大きかったものですから、住民の方々は、これよりももう少し内陸側の高台に移転するというので、合意が形成されております。

会 長 : あと、前例として、似たようなケースが出てきているということですが、そちらの進行具合は。

事 務 局 : 昨年、この手法で整備されたのが、名取市の閑上地区の水産加工団地ですけども、貞山堀を境にしまして海側で水産加工団地を面的に整備しようという時に、この手法が特に多く使われました。

古い閑上につきましては、住工混在で用途的には第一種住居地域が残ってましたので、ここに工場を立地するということですので、復興事業後の用途地域を工業にして、この手法で整備を進めさせていただきました。

代表的なのは、閑上の例だと思います。

会 長 : そんなことで、前例もあるということ、復興の整備事業の方針に基づいてやっているということが確認していったと思います。

あと各委員の皆様から何か気になる点があればご意見をいただければと思いますけれども。

柴田委員 : 特にございませぬ。早く進めていただきたいですね。

会 長 : 今野委員は。

今野委員 : はい。その通りですね。

会 長 : それでは、この件については建築審査会で同意するというので結論づけたいと思います。

事務局：ありがとうございます。

会長： それでは、次に報告事項にうつりたいと思いますけれども、条例の一部改正について、事務局の方からお願い致します。

事務局： （報告事項（１）について概要説明）

なお、紙面にございませんが、今後の審査会の予定ですが、９月に今回と同様の４８条の許可が１件でてくる予定でございます。そして１１月に間に合えばですが、利府町の大型物品販売店舗で利府街道を渡り廊下で横断する道路内建築について相談を受けていまして、順調に行けば１１月に附議する予定であります。こちらは、今までは幅が６ｍというのが慣例的でしたが、国の技術的助言等がございまして１０メートルの幅で横断する予定でございます。

会長： それでは、只今の報告事項について、ご質問ご意見等はございませんか。

柴田委員： １１月の日にちというのは決まっているのでしょうか。

事務局： 第３火曜日ですね。

会長： 第３というのは、１１月１５日ですね。

事務局： １１月１５日です。  
あとで日程調整いたします。

会長： 内容については、こういうことで、ご認識していただければと思います。９月の案件については、また似たような案件かと思えますけど、先程ありましたように復興が進むという証でもありますので、ある意味その復興計画に基づいて、そういった建築整備が着実に進んでいくと思って行けば、そういう意味では建築審査会ももっと開かれないといけないかもしれませんね。  
それでは報告事項についても特によろしいでしょうか。

委員一同： （異議なし）

会長： それでは、今回の議事としてはここまでとしたいと思います。  
傍聴の方は、ご退席いただきたいと思います。

・・・・・・・・傍聴者退席・・・・・・・・

会 長 : それでは、その他の方に移りたいと思います。今、ほぼ日程のことができましたがよろしいですか、何か追加ありますか。

事 務 局 : 次回の開催日時につきましてですが、平成28年9月20日火曜日午後4時からの開催を予定しております。

先程班長がお話したのですが、今回と似たような案件で、名取市内の案件が予定されております。

開催につきましては、別途文章の方でご連絡いたしますので宜しくお願いいたします。

事 務 局 : 議事が最後まですすんだのですが、次第の報告事項(2)、これまで私ども事務局の方が一般的な基準に基づいて許可した状況を報告させていただきます。

事 務 局 : (報告事項(2)について概要説明)

会 長 : 特によろしいですかね、これについては何かご質問は。

委員一同 : (異議なし)

会 長 : それでは、大変速やかに審議が終わりました。特に委員の皆様から何かございませんか。よろしいですか。

また9月もあるようですので、近々顔合わせできると思いますが、以上で終わりたいと思います。お疲れ様でした。

事 務 局 : お疲れさまでございました、ありがとうございます。